

前回の主な御指摘事項／ 制度措置及び取組の方向性（案）

令和5年11月

産業保安グループ 製品安全課

【参考】前回（10/27）資料

御審議いただきたい論点①

論点 1. 海外からの直接販売等を通じた製品の安全確保のための制度的措置

- 現行の製品安全 4 法で想定する「製造事業者」「輸入事業者」が不存在の場合の安全確保の必要性
 - ・ インターネットモール等を通じて海外から直接製品を販売する事業者を製品安全 4 法においてどのように位置づけるか。
 - ー 製品安全 4 法は、製品の国内市場への第一次的供給者である「製造事業者」「輸入事業者」を届出事業者として位置づけ、製品の安全確保の観点からの技術基準への適合や表示等の義務を課す法体系
 - ・ 海外に存在する事業者について、国内において必要な措置をとる者が必要か。
- 海外に存在する事業者に対する措置の実効性確保をはじめとして、インターネットモール等を通じて販売される製品の安全確保の必要性
 - ・ インターネットモールを運営する事業者等に対する製品安全確保のための制度的措置が必要か。
 - ・ 販売事業者、インターネットモール運営事業者、消費者などの関係者が、製造・輸入事業者の（届出）情報を迅速・容易に確認できるような制度が必要か。

製品安全誓約（抜粋）

1. 規制当局等のウェブサイトから、リコール製品や安全ではない製品に関連する情報を定期的に確認し、これらの製品を特定した場合は適切に対処する。
2. 規制当局がリコール製品や安全ではない製品に関する情報を通知し、又は出品削除要請ができるよう、専用の窓口を提供する。
3. 規制当局から出品削除要請を受けてから 2 営業日以内に、要請を受けたリコール製品や安全ではない製品の出品を削除する。また、規制当局に対して、実施した措置とその結果を通知する。

【参考】前回（10/27）資料

御審議いただきたい論点②

論点2．子ども用製品による事故の未然防止のための制度的措置

- 事故の未然防止のため、子ども用製品を規制の対象とし、具体的な対象製品やそれぞれ安全性に関する基準を規定する必要性
 - ・「子ども用」であるが故に他の製品と異なり検討すべき措置はあるか。
 - －STマーク/SGマークの取組や海外事例を参考にしてはどうか。
（例）STマークは、技術基準適合に加え、対象年齢や注意喚起（警告）を表示。
 - ・既に製造・輸入された製品についての取扱いをどのように考えるか。

1. 前回小委員会での主な御指摘事項

- 前回（10月27日）の製品安全小委員会において、事務局から論点を提示。委員及びオブザーバーから頂戴した主な御指摘事項は以下のとおり。

論点 1：海外からの直接販売等を通じた製品の安全確保のための制度的措置

論点 2：子ども用の製品による事故の未然防止のための制度的措置

論点 1：海外からの直接販売等を通じた製品の安全確保のための制度的措置 について

【海外から直接販売をする事業者の規制対象としての位置づけについて】

- ・越境供給が増えている状況に鑑みると、国内の製造・輸入事業者だけが規制の対象というのは時代にそぐわない。
- ・国内に責任者が存在しない場合には、事故調査等において行政としてアクションがとれないおそれもあり、責任の所在をはっきりさせることは重要。
- ・問題の所在として、直接販売はあくまで一部であると思われるため、実態把握をしてどこを捉えるか考えた方が効果的であると思う。

【国内に必要な措置をとる者の設置について】

- ・EUではGPSRでEU内への責任者設置を義務づけている。日本でもEUと遜色ない規制を設ける必要。

1. 前回小委員会での主な御指摘事項

論点1：海外からの直接販売等を通じた製品の安全確保のための制度的措置（について）

【インターネットモール等を通じて販売される製品への対応について】

- ・ 大手インターネットモール運営事業者がプレッジを開始しておりすばらしいと思うが、対応していない大手以外の事業者でもその内容が確実に行われることも必要。
- ・ 大手インターネットモール運営事業者については、製品に関する注意喚起メール等が届くようになっており、まずはそういった取組からしていくのかと思う。
- ・ 消費者の選択に資するため、把握する製造事業者、海外事業者の情報を消費者に開示することも必要ではないか。
- ・ 自主的取組をしているところから買って、していないところから買わない、というインセンティブもある。ネットモールを規制すればいいというものではなく、何が問題で、何を解決すればいいのかを検討すべき。

【その他】

- ・ 事業者等の届出情報を迅速・容易に確認できる仕組みは必要。検索のしやすさも重要である。
- ・ 消費者保護の観点から、事故が起きた際に事業者に関連をとれるよう、販売ページに国内代理人の連絡先等の掲載を義務づけることが必要。（注）
- ・ 国内に責任者が存在しない場合には、事故調査等において行政としてアクションがとれないおそれもあり、責任の所在をはっきりさせることは重要（再掲）。

（注）特商法に基づいて表示されている事業者の氏名・住所等の活用等にも留意。

1. 前回小委員会での主な御指摘事項

論点2：子ども用の製品による事故の未然防止のための制度的措置 について

【事故を未然防止するための対応について】

- ・子ども向け製品は、規制の強化は当然で、事前規制ができるよう変える必要がある。
- ・特定製品は事故が起きてからの制度化でかなり対応が遅くなるため、問題が起きる前の対策として安心・安全な体制を作してほしい。
- ・従来STマークを取得している優良企業は実質問題がなかったところ、そうではない企業について、危険な製品を販売できる状況になってしまっており、我が国の子どもを守れない危機的状況だと思う。
- ・諸外国と比べても、日本の販売規制が非常に遅れており、玩具については強化してもよいのだと思われる。
- ・50年続くSTマークと共存する形で新しい法的規制が導入されることが望ましい。どのような形で共存するのかは、業界の意見を聞いて進めてほしい。
- ・6月までの検討会の方向性である「強制規格」と「STマーク制度」の共存を目指すというもとに作業を進めるべき。現行の規制スキームをそのまま様々な種類のある玩具に適用すると、事務作業・コストは膨大なものとなるため、当該スキームに過度にこだわらず、玩具事業者に過重な負担を強いることのない、適切な制度とすべき。

【「子ども用」であるが故に他の製品と異なり検討すべき事項について】

- ・対象年齢や注意喚起が表示されることは消費者にとってありがたいことではある。
- ・乳幼児は説明書が読めず、大人が思いもつかない使い方をするという特有の事情があるため、その点を踏まえて事前規制を導入いただきたい。
- ・子ども向けでない製品についても、子どもが使うときの危険性をくんで規制を検討いただきたい。

【在庫品、中古品等の取扱いについて】

- ・玩具店では古い在庫をよく見かける。すべて回収して対応するのは困難ではないか。
- ・メーカーの負担や海外の事例、アンティーク市場の存在等から、遡及適用は避けていただきたい。

1. 前回小委員会での主な御指摘事項

その他の御指摘事項

【規制と自主的取組のあり方について】

- ・自主的な取組が広がり、安全への取組が一つの競争領域、ないし「売り」の一つになると、色々な仕組みの実効性が高まるのではないかと思う。そういった企業に対する応援も考えていければと思う。
- ・突然現れる危険源に対して、どのように機動的に防御していくのかは課題。機動的に動ける仕組みをどのように作っていけるか、更に議論を深めていければと思う。
- ・CtoCで販売されるものも販売規制の網をかけられるようにしておく必要がある。
- ・インターネットモールでの販売は割と安易にできるが、そのときに消費者としてどんな危険があるか認識してもらう必要がある。

【消費者教育・情報提供の必要性について】

- ・法の整備とともに、消費者教育も並行して行っていく必要がある。
- ・インターネットでの購入時等、若い親に対しては、子どもに安全なものを買いましょうという教育が必要。

2. 制度措置及び取組の方向性（案）

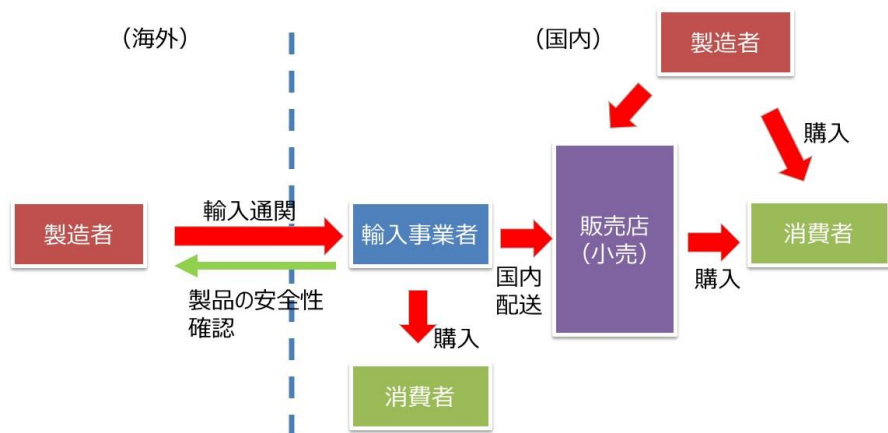
論点1：海外からの直接販売等を通じた製品の安全確保のための制度的措置 について

海外から直接販売をする事業者の規制対象としての位置づけ／国内において必要な措置をとる者の選任について

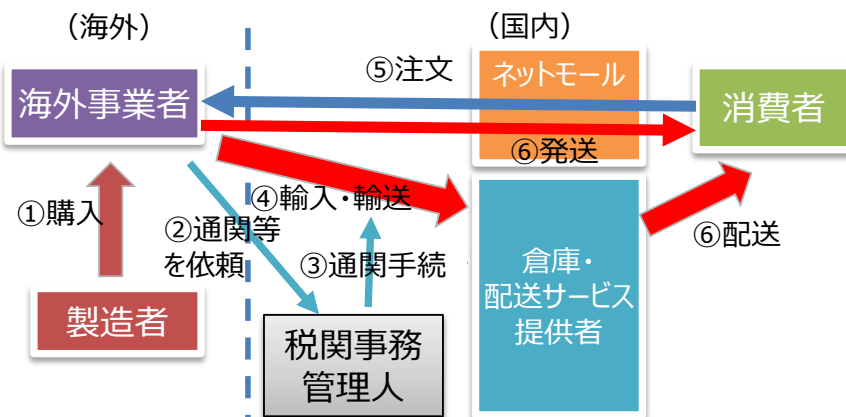
<制度措置の方向性（案）>

- 海外から直接販売する者は、現行の「製造事業者」「輸入事業者」と同様、国内への製品の一次的な供給者であることを踏まえて検討を進めてはどうか。
- その際、当該者は海外にすることに鑑み、実効性や迅速性を担保する観点から、国内において必要な措置をとる者が必要ではないか。当該国内にある者は、海外から直接販売する者がとる措置に一定の協力をすることが必要ではないか。

法律が想定するこれまでの流通形態



<海外からの直接販売の例>



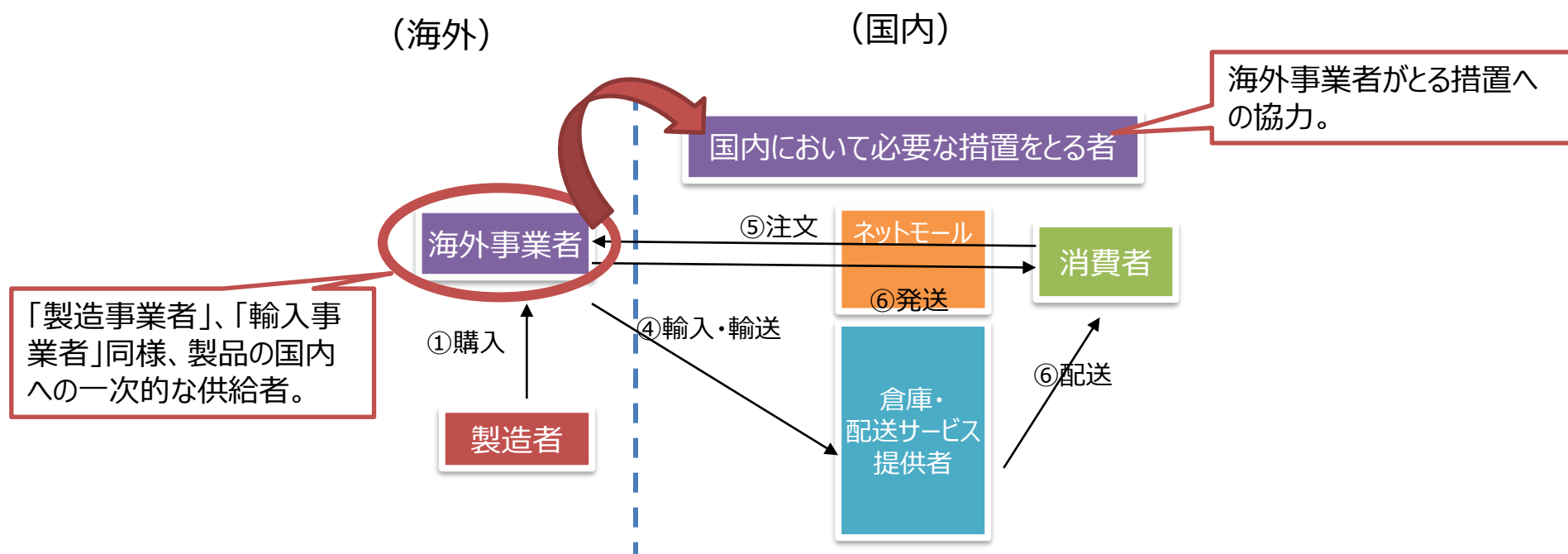
海外製品について消費生活用製品安全法の事故報告を行う者が国内にいないおそれあり

2. 制度措置及び取組の方向性（案）

論点1：海外からの直接販売等を通じた製品の安全確保のための制度的措置 について

海外から直接販売をする事業者の規制対象としての位置づけ／国内において必要な措置をとる者の選任について

＜海外からの直接販売に際しての新たな仕組みのイメージ＞



2. 制度措置及び取組の方向性（案）

論点1：海外からの直接販売等を通じた製品の安全確保のための制度的措置 について

海外から直接販売をする事業者の規制対象としての位置づけ／国内において必要な措置をとる者の選任について

<取組の方向性（案）>

○新たな流通形態への制度措置による対処に加え、現行法の運用上の課題への対処も必要。

○引き続き、各事案の実態に即し、違反事例に対して厳格に対応。

違反事例（電気用品安全法の対象製品での試買調査）

分類	代表的な電気用品	品目数	機種数	うち不適合品目数	うち技術基準不適合の機種数	うちPSE表示基準不適合の機種数
特定電気用品	直流電源装置 その他の家庭機器用変圧器 電気温水器	3品目	12機種 [うち、輸入機種数9]	2品目	5機種 [うち、輸入機種数3] (41.7%)	2機種 [うち、輸入機種数1] (16.7%)
特定電気用品以外の電気用品	電気ストーブ、 空気清浄機、 LED電灯器具、 電子レンジ、 リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー等）等	57品目※	164機種 [うち、輸入機種数146] ※	41品目	84機種 [うち、輸入機種数76] (51.2%)	15機種 [うち、輸入機種数11] (9.1%)
合 計		60品目	176機種 [うち、輸入機種数155]	43品目	89機種 [うち、輸入機種数79] (50.6%)	17機種 [うち、輸入機種数12] (9.7%)

※モバイルバッテリー20機種を含む。

注：（ ）内は、各分類における試買機種数全体に対する技術基準不適合機種の割合を示す。

2. 制度措置及び取組の方向性（案）

論点1：海外からの直接販売等を通じた製品の安全確保のための制度的措置 について

海外から直接販売をする事業者の規制対象としての位置づけ／国内において必要な措置をとる者の選任について

【参考】EU 一般製品安全規則（GPSR）／新たな市場監視規則

- EUでは、一般製品安全規則（GPSR：General Product Safety Regulation）が成立し、2023年5月23日に公布・同年6月12日に施行された。18ヶ月後の2024年12月13日から本格適用される予定。
- 一般製品安全規則は現行の一般製品安全指令（GPSD）の改訂で、オンラインマーケットプレイス提供者を新たに定義。オンラインマーケットプレイス提供者の義務は、製品安全誓約（プレッジ）の内容と似ている。（第22条）
- 一般製品安全規則（GPSR）と市場監視規則（Regulation on market surveillance and compliance of product）（Regulation (EU) 2019/1020）はセットで、EU内の消費者に製品を供給する場合、EU域内に責任者を置くことを求めていると言える。

【参考】農薬取締法

（外国製造農薬の登録）

第三十四条 外国において本邦に輸出される農薬を製造し、又は加工してこれを販売する事業を営む者は、当該農薬について、農林水産大臣の登録を受けることができる。

- 2 前項の登録を受けようとする者は、本邦内において品質の不良な農薬の流通の防止に必要な措置をとらせるための者を、本邦内に住所を有する者（外国法人で本邦内に事務所を有するものの当該事務所の代表者を含む。）のうちから、当該登録の申請の際選任しなければならない。
- 3 第一項の登録を受けた者（以下「登録外国製造業者」という。）は、前項の規定により選任した者（以下「国内管理人」という。）を変更したときは、その変更の日から一月以内に、その理由を付してその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

2. 制度措置及び取組の方向性（案）

論点1：海外からの直接販売等を通じた製品の安全確保のための制度的措置 について

インターネットモール等を通じて販売される製品への対応について

<制度措置の方向性（案）>

- インターネット取引の拡大により、消費者は、国内外の様々な製品を容易に入手しやすい環境となってきた。
- そのような中で、一部の大手インターネットモール運営事業者は、本年6月に自主的な取組である製品安全誓約（Pledge）に署名し、リコール製品等の出品削除等の取組を進めている。
- これらの自主的な取組で対応できない場合の対策として、国内外からの製品の流入・流通に対して、消費者の安全を迅速に確保する観点から、製品安全誓約に署名していないインターネットモール運営事業者を含め、製品安全4法上、一定の役割を担ってもらうことが必要ではないか※。
- 具体的には、法令に違反し、又は事故が発生しており、安全性が確認できない製品について、次のような場合には、当該製品をインターネットモール上から削除させることが必要ではないか。
 - －一般消費者の生命・身体に危害発生のおそれがある場合
 - －上記の一義的な規制対象者による措置が期待できない（措置が講じられない）場合
- また、製造・輸入事業者等が主体的に行うべきリコール等の対応について、消費者への情報提供等において、インターネットモール運営事業者に協力してもらうことも必要ではないか。

（※）国内外の製造・輸入事業者や、今般の検討対象である海外から直接販売する事業者は、製品安全に対する一次的な責任者として各種の対応（技術基準への適合、事故対応等）を当然行う立場にある。

<取組の方向性（案）>

- 市場には、「製品安全誓約」に代表される自主的な取組を講じているインターネットモール運営事業者と、そうでない事業者が存在。自主的な取組が講じられていること等について、市場や消費者に対し発信することで、市場の評価や消費者の判断に資するようしていくことが必要。

(参考) 製品安全誓約 (Pledge) の開始 (インターネットモールの自主的取組)

- 製品安全誓約は、安全でない製品を消費者が購入しないよう、インターネットモール運営事業者が行う自主的取組。
- 2021年のOECDガイダンス等を踏まえ、日本でも製品安全誓約の取組を開始。(2023年月6月29日署名式)
- 経済産業省とモール各社は、他国に先駆けて規制対象製品の出品前審査等の連携関係を構築してきたが、Pledgeの取組を開始することで、他省庁とも連携しつつ、さらに製品安全の確保に向けた取り組みを強化していく。
- 署名者は実施状況 (KPI含め) について定期的にレポートを提出し、規制当局が国内全体の結果を取りまとめ公表する。

製品安全誓約の内容

1. 規制当局等のウェブサイトから、リコール製品や安全ではない製品に関連する情報を定期的に確認し、これらの製品を特定した場合は適切に対処する。
2. 規制当局がリコール製品や安全ではない製品に関する情報を通知し、又は出品削除要請ができるよう、専用の窓口を提供する。
3. 規制当局から出品削除要請を受けてから2営業日以内に、要請を受けたリコール製品や安全ではない製品の出品を削除する。また、規制当局に対して、実施した措置とその結果を通知する。
4. 規制当局から情報提供の要請があった場合には、リコール製品や安全ではない製品のサプライチェーンを合理的な範囲で特定し対応する。
5. 規制当局からの情報提供の要請にかかる対応及びリコール製品や安全ではない製品の出品削除を実施するための内部管理体制を構築・維持する。
6. 消費者が誓約の署名者に対して、リコール製品や安全ではない製品の出品を直接通知できる手段を提供する。通知があった場合は、署名者が構築した処理プロセスに基づき、5営業日以内に適切な対応を行う。
7. 販売者が日本の製品安全関連法令を遵守する措置を実施するため、販売者に対して、規制当局等が提供する製品安全に関連する情報を共有することにより、法令に係る知識を習得できる合理的な機会を提供する。
8. 規制当局や販売者と協力し、リコール製品や安全ではない製品に関連する各事業者や規制当局の措置について、消費者に情報提供する。
9. 必要に応じ、出品禁止製品、リコール製品又は安全ではない製品の販売を阻止若しくは制限するための制度を構築・維持する。
10. 規制当局と協力し、リコール製品や安全ではない製品の販売を意図的に繰り返すなどの悪質な販売者に対して、適切な措置を講じる。
11. 既に出品削除されたリコール製品や安全ではない製品の再出品を阻止するための適切な措置を講じる。
12. リコール製品や安全ではない製品の検出及び出品削除を向上するための新技術やイノベーションの活用を積極的に検討する。

製品安全誓約の署名式 (2023年6月29日)



(2023年6月時点での署名事業者)

運営事業者	インターネットモール
アマゾンジャパン合同会社	Amazon.co.jp
eBay Japan合同会社	Qoo10
auコマース&ライフ株式会社	au PAY マーケット
株式会社メルカリ	メルカリ、メルカリShops
株式会社モバオク	モバオク
ヤフー株式会社 (現 LINEヤフー株式会社)	Yahoo!ショッピング、 ヤフオク!、PayPayフリマ
楽天グループ株式会社	楽天市場、楽天ラクマ

製品安全誓約のKPI

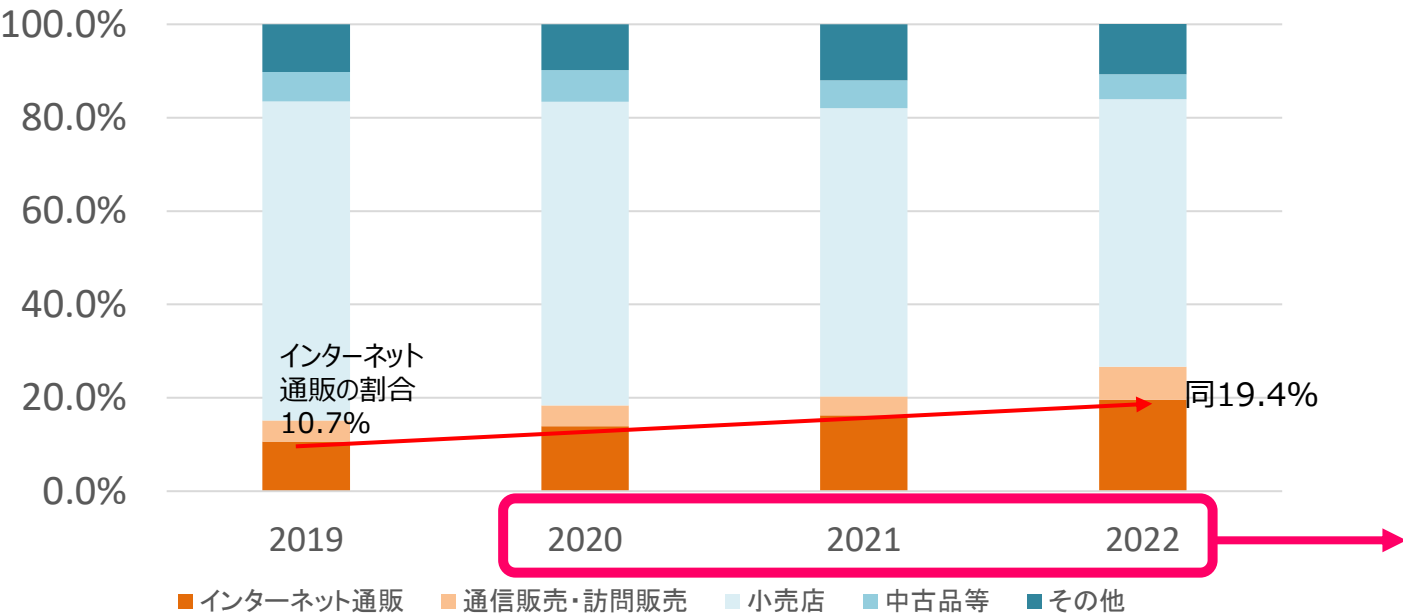
- ① 自らリコール製品等を特定し、2日以内に出品削除した割合
- ② 規制当局から出品削除要請を受け、2日以内に出品削除した割合

(参考) 重大製品事故が起きた製品の入手先 (第11回 製品安全小委員会資料)

● 近年、重大製品事故に占める、インターネット通販で購入した製品による事故の割合は増加傾向。

重大製品事故の製品入手経路

※重大製品事故報告のうち、入手先が判明している事故を分類したもの（製品の入手先不明の事故については除外）。



2020年～2022年の合計：257件。
このうち以下の上位8品目で半数近く
（121件：47%）を占める。

- 24件 二次電池
- 23件 リチウムイオン電池内蔵充電器（モバイルバッテリー）
- 16件 ガストーチ
- 14件 ポータブル電源
- 13件 電動アシスト自転車
- 11件 照明器具
- 10件 携帯電話
- 10件 電気ストーブ

	2019年	2020年	2021年	2022年
インターネット通販	73	78	76	103
通信販売・訪問販売	31	25	19	37
小売店	468	364	289	301
中古品等	43	38	28	28
その他	70	55	56	61
不明	537	459	574	493
計	1,222	1,019	1,042	1,023

出典：消費生活用製品安全法に基づいて消費者庁より経済産業省に通知された重大製品事故（事故の受付日ベース）をもとに製品安全課で集計
（※）各年の12月末時点の調査結果に基づいて集計したもの。

2. 制度措置及び取組の方向性（案）

論点1：海外からの直接販売等を通じた製品の安全確保のための制度的措置 について

その他

<制度措置の方向性（案）>

- 現行法でも、取引相手等が必要な届出を行っているかどうかを確認するため、届出情報の「開示請求」制度が措置されている。
- 今般、海外にいる事業者への措置の検討を進めるにあたり、国が届出事業者や「国内において必要な措置をとる者」の情報を開示し、取引先（インターネットモール運営事業者含む）や消費者が確認できる仕組みを検討してはどうか。
- 海外から直接販売される製品の事故をはじめとして、製品事故が生じた場合に必要な対応を迅速に講じることができるよう、事故等の調査に必要な情報について、調査を行うNITE（独立行政法人製品評価技術基盤機構）に共有できる仕組みが必要ではないか。

<取組の方向性（案）>

- 仕組みの整備に際しては、消費者も含めて容易に確認ができるようなもの（検索の容易性など）とすることが必要。

2. 制度措置及び取組の方向性（案）

論点2：子ども用の製品による事故の未然防止のための制度的措置 について

事故を未然防止するための対応について／「子ども用」であるが故に他の製品と異なり検討すべき事項について

<制度措置の方向性（案）>

○子ども用の製品について、届出や製品の製造・輸入時における規格・基準への適合を義務付け、適合している旨を示す表示等の新たな措置を導入する方向で検討を進めてはどうか。

○子どもは、月齢ごとに成長段階がある程度一定であることを踏まえ、月齢による特性を踏まえて危害を防止できるよう、対象製品については、

－対象年齢

－使用上の注意

を製造・輸入段階において適切に付した上で、消費者に対して販売することを求めているかどうか。

○子ども用の製品は多種・多様。新たな措置の対象となる製品は、まずは、以下の方向で検討を進めてはどうか。

－玩具については、6月までの検討会の議論や、事故の様態を踏まえた避けるべくリスク等も踏まえ、まずは「6歳未満」向けの玩具について対象としてはどうか。

－また、玩具以外の対象製品としては、ベビーカーや抱っこひもといったものが考えられるか。

2. 制度措置及び取組の方向性（案）

論点2：子ども用の製品による事故の未然防止のための制度的措置 について

事故を未然防止するための対応について／「子ども用」であるが故に他の製品と異なり検討すべき事項について

<子どもの発達と起こりやすい事故>

子どもの発達と起こりやすい事故

4ページ以降は、各事故について、事故が発生しやすい年齢を右記のマークで記載しています。→ **0歳～3歳くらい**

子どもは運動機能の発達とともに、いろいろなことができるようになります。その一方で、様々な事故に遭うおそれが出てきます。起こりやすい主な事故が、発生しやすい時期の目安を矢印で記載しました。

4ページ以降に起こりやすい事故の注意ポイントを紹介していますので、ご覧いただき事故の予防につなげていきましょう。



発達 の 目 安	誕生	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
		首がすわる 足をバタバタさせる		離乳食を始める	寝返りをうつ	一人座り	ハイハイをする	つかまり立ち 指で物をつかむ			一人歩き 走る	階段を登り降りする その場でジャンプ 高い所へ登れる				
主な 起 こ り や す い 事 故	<就寝時の窒息事故> ・うつぶせで寝て、顔が柔らかい寝具に埋もれる ・家族の身体の一部で圧迫される ・掛布団、ベッド上の衣類、ぬいぐるみ、スタイなどで窒息 ・ベッドと壁の隙間などに挟まれる ・家族の身体の一部で圧迫される ・ミルクの吐き戻しによる窒息 ・食事中に食べ物で窒息 ・おもちゃなどの小さなもので窒息 ・ボタン電池、吸水ボール、磁石などの誤飲 ・医薬品、洗剤、化粧品などの誤飲 ・たばこ、お酒などの誤飲 ・包装フィルム・シールなどの誤飲 ・ブラインドやカーテンのひもなどによる窒息															
	<水まわりの事故> ・入浴時に溺れる ・浴槽へ転落し溺れる ・洗濯機、バケツや洗面器などによる事故 ・ビニールプールやプールなどでの事故 ・海や川での事故・ため池、用水路、排水溝、浄化槽での事故															
車・自転車関連の 事故	<やけど> ・お茶、みそ汁、カップ麺などでやけど ・電気ケトル、ポット、炊飯器でのやけど ・調理器具やアイロンでのやけど ・暖房器具や加湿器でのやけど ・ライター、花火によるやけど															
	<転落・転倒事故> ・大人用ベッドやソファからの転落 ・ベビーベッドやおむつ替えの台からの転落 ・抱っこひも使用時の転落 ・ベビーカーからの転落 ・椅子やテーブルからの転落 ・階段からの転落、段差での転倒 ・ベランダなどからの転落 ・窓や出窓からの転落 ・ジョギングカートからの転落 ・遊具（すべり台、ジャングルジム、ブランコなど）からの転落 ・ペダルなし二輪遊具、キックスケーター等での転倒															
扶む切るその他の 事故	<車・自転車関連の事故> ・チャイルドシート未使用による事故 ・車内での熱中症 ・車のドアやパワーウィンドウに挟まれる事故 ・子ども乗せ自転車での転倒 ・自転車に乗せた子どもの足が後輪に巻き込まれる、スポーク外傷 ・道路などでの事故															
	<その他の事故> ・エスカレーター、エレベーターでの事故 ・テーブルなどの家具で打撲 ・カミソリ、カッターはさみなどの刃物やおもちゃでのけが ・小さなものを鼻や耳に入れる ・キッチン付近で包丁、ナイフでのけが ・ドアや窓で手や指を挟む ・タンスなどの家具を倒して下敷きになる ・ドラム式洗濯機での事故 ・歯磨き中に歯ブラシでの喉突きなどの事故 ・機械式立体駐車場での挟まれ事故															

（出典：子どもを事故から守る！
事故防止ハンドブック
（消費者庁））

（※）厚生労働省「人口動態調査」によれば、平成29年～令和3年にかけて「子どもの不慮の死亡事故」は、0～14歳で計1229件発生し、そのうち、0～4歳が55%（670件）を占めている。特に年齢が低いほど「不慮の窒息」が多く発生している。（0歳児での不慮の事故の死因別死亡者数では、約8割が「不慮の窒息」によるもの）

2. 制度措置及び取組の方向性（案）

論点2：子ども用の製品による事故の未然防止のための制度的措置 について

事故を未然防止するための対応について

「子ども用」であるが故に他の製品と異なり検討すべき事項について

<取組の方向性（案）>

- 制度の検討に当たっては、子どもの安全確保を大前提に、ST／SGマーク制度との共存が可能となるよう、実務面での検討を進めることが必要。
- ST／SGマーク等による民間事業者における取組、国による制度面での取組が共に機能し、社会全体として子どもの安全を確保することができるよう、それぞれの取組の重要性・意義を継続的に発信し、子ども用の製品を取り扱う事業者及び消費者の行動や判断に資するようになっていくことが必要ではないか。

2. 制度措置及び取組の方向性（案）

論点2：子ども用の製品による事故の未然防止のための制度的措置 について

在庫品、中古品等の取扱いについて（在庫品）

<制度措置の方向性（案）>

○制度措置の導入前に製造・輸入された製品については、対象外とする方向で検討を進めてはどうか。

<取組の方向性（案）>

○制度措置の導入前（導入前に製造等がされた製品）においても、消費者の安全な製品の選択に資するよう、民間における子ども用の製品の安全確保の取組（STマーク／SGマーク等）について発信等を行うことも必要ではないか。



(SGマーク)



2. 制度措置及び取組の方向性（案）

論点2：子ども用の製品による事故の未然防止のための制度的措置 について

在庫品、中古品等の取扱いについて（中古品）

<制度措置の方向性（案）>

○子ども用製品の中古品市場においては、

ー玩具等は一定の市場規模・需要もあると想定されること、

ー包装等なしでの流通も多く、制度措置の導入後であっても、必要な表示の確認が困難な場合も想定されること、
から、子どもの安全に資することを前提に、何らかの措置を講ずることとしてはどうか。

2. 制度措置及び取組の方向性（案）

その他の御指摘事項

<取組の方向性（案）>

- 企業・団体の製品安全への姿勢・取組が市場で積極的に評価され、また、消費者がこうした取組を自身の購買行動等に反映できる環境づくりが必要ではないか。
- また、特に市場等における環境変化に迅速に対応していくためには、国による規制・制度のみならず、企業の自主的な取組（例：PSアワード受賞企業の製品安全への取組、インターネットモール運営事業者による製品安全誓約への署名、ST／SG制度の運用等）や消費者教育/教育を通じた理解増進等を併せて進めていくことが求められるのではないかと。
- 製品安全の取組は一過性であってはならず、各主体における継続的した取組が必要。継続的な取組を通じ、日本社会に製品安全文化を定着させていくべきではないか。